

平成25年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成25年 3月 5日

閉 会 平成25年 3月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月7日）

出席議員 8名

| | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 久 慈 修 一 君 | 2番 | 藤 田 修 一 君 |
| 3番 | 森 弘 美 君 | 4番 | 坂 本 豊 君 |
| 5番 | 久 慈 省 悟 君 | 6番 | 青 木 倉 元 君 |
| 7番 | 山 舘 清 剛 君 | 8番 | 木 村 修 君 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------|-------------|
| 村 長 | 古 川 正 隆 君 |
| 教 育 長 | 八 戸 良 幸 君 |
| 会 計 管 理 者 | 坂 本 亮 君 |
| 総 務 課 長 | 濱 田 亮 君 |
| 税 務 課 長 | 越 田 茂 弘 君 |
| 住 民 課 長 | 山 谷 美 代 子 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 佐 井 邦 彦 君 |
| 教 育 課 長 | 坂 本 勝 教 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 坂 本 勲 君 |
| 建 設 課 長 | 柿 崎 真 人 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 川 誠 治 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 武 井 昭 夫 君 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 芳 賀 作 君 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 遠 田 一 仁 君 |

会議で定められた会議録署名議員の氏名

| | |
|-----|-----------|
| 1 番 | 久 慈 修 一 君 |
| 2 番 | 藤 田 修 一 君 |

議事日程（第2号）

| | | | | |
|----|------|----|------|----|
| 第1 | 一般質問 | 5番 | 久慈省悟 | 議員 |
| 第2 | 一般質問 | 4番 | 坂本 豊 | 議員 |
| 第3 | 一般質問 | 3番 | 森 弘美 | 議員 |
| 第4 | 一般質問 | 1番 | 久慈修一 | 議員 |
| 第5 | 一般質問 | 2番 | 藤田修一 | 議員 |

午前9時43分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 5番 久慈省悟 議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は5名です。通告順に一般質問を行います。

5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 自治会の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、5番久慈省悟、一般質問を行います。

本日は3つ行いますけれども、一番初めに、保育園の園児の枠についてお伺いいたします。

定数60名に対して現在は89名の入園児がいるそうですが、今後の体制状況をどのように管理していくのかということですが、今は民間経営に任せておりますけれども、先生の数に対して89名の園児が妥当なのかということをお伺いいたします。

そして、また園児が多くなって、なかなか目配りができないということで、万が一にも事故等があった場合、訴訟問題に発展する可能性が生じるわけでございます。そうした場合、どのような対応策を考えているのか。あわせてお願いいたします。お答え願います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） それでは、お答えいたします。

保育士の数と保育面積は現在足りているため、現在の運営体制については問題ありません。ただし、国の要綱によりますと、過去2年間、定員の120%を超えている場合は変更を行わなければならないとなっております。そういうことから、ことしの4月から定数を70名に変更して運営していく予定でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、担当課長から定数を70名に変更という答弁がございましたが、60名から70名にするというのは、法的には簡単に自分たちの自治体でそういうふうに変

更できるものなのですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） できます。というか、そういうふうに入数が議員の指摘のとおり、多くなっていますので、そういうふうにはやっつけていかなければならないということでもあります。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） それでは、厚労省も蓬田村が60から70名の定数変更の報告とかございますか。そして、また報告をした場合、スムーズに認めるものなのですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） もちろんスムーズにいきます。いくから4月からそういうことを予定しているわけでありまして。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 園児の枠についての質問は終わります。

2、よもっと村営住宅について伺いたします。

住宅の棟の玄関屋根に積もる雪庇が非常に危ない、工夫をする必要があると思うがという意見ですけれども、先般、ここの住宅の写真を撮ってきました。各テーブルの上に写真があると思います。ちょっと見ていただきたいと思います。角度一番右側の写真ですけれども、斜めから写真を撮ってしまっておりますけれども、正面からですとこの雪庇が物すごく分厚く非常に危険でございます。この写真よりももっとも危険度がわかるのですけれども、あいにく斜めに撮ってしまいましたので、ご了承願いたいと思いますけれども、そこで質問を始めます。

新村営住宅で自治体が地域住民に住宅を提供する、そういうふうな観点で住宅を提供しているわけですけれども、やはり行政が管理する住宅で、これができたときは私たちが夏場でしたから視察に行ってきました。非常にいいものだなと。各議員、皆さん感心したわけですけれども、ただ冬になってみて、その弊害というものが、ああ、このように起きているのかということに気づいた今、このままでじゃあいいのかということが問題が1つ発生したわけです。

ですから、雪庇もどこにでもできます。風下、屋根の風下側は当然積もってひさし状

になっていくわけですね。ですから、雪庇自体はどこにでもできるから、雪庇ぐらい何だろうという気持ちは誰でも持ちます。しかし、出入りする玄関先が隣の屋根の雪庇がこういうふうになるということは、住んで出入りする人にしてみれば、非常に危険で怖いわけです。自分がその住宅に入る人間になったつもりで考えた場合、行政でいえば、こういうものをこのままにしておくのか、またはこういうふうな雪庇ができないような状況をつくる変更をするのかとか、またできてしまった場合は、じゃあここ、通路をつなげてしまって、何らか危なくななく玄関を利用できるようにできないものなのか。住んでいる人のやはり気持ちに立って考えた場合、そういうふうを考えるわけです。

今後、ことしも19戸の住宅を建設する予定です。初年度が15戸、2年目に6戸、合計21戸が完成して、現在住んでいるわけですがけれども、残りまだまだ建設予定がある中で、このように危険が発生するのをこのまま何ら講じずに建設していくということは、これが住んでいる人のうわさが広まり、蓬田が全然玄関先が危なくてだめだということになってくると、やはりさまざまところで弊害が生じてきますので、村長及び担当課長にお伺いしますけれども、やはりこういうものの解消法というものをぜひ講じていただきたいと思っておりますけれども、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えいたします。

議員の言うとおりの、いろいろこの雪については大変私も現場を見ております。ことしは大雪に見舞われ、よもっと団地住宅にかかわらず、村内ほとんどの住宅等に雪庇がつきやすいような状況になっております。よもっと団地につきましても、入居者の方々に雪庇が小さいうちに除去すると、雪による事故防止対策に対処していただきたいと思っております。

今後、ことしの雪の状況を踏まえて、いろいろと入居者の方々にお願いするところはお願いしながら、一般の住民の方々と同じように、雪対策に努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 課長の答弁は、雪庇が小さいうちならスコップの刃が立ちますから、小さいうちに落としてくださいと。住んでいる人もそれは恐らく、住んでいる人にもやはりそれくらいは自己努力をしていただきたいということだろうと、そうお聞きし

たわけですけれども、ただ一般住民の家を個人が建てる場合、玄関先に雪庇ができるような構造では誰も建てないと思います。私も家を建てる場合は、玄関に雪庇ができるような、そういう構造では建てないと思います。ただ、これは玄関先に雪庇ができるわけですね。というのは、それはみんな仕事が、さまざまな仕事についていますので、常にそうやって小さいうちに落とせる、そういう時間があればいいですけども、なかなかそういう時間がない場合もございますし、やはり行政が建てるのに、玄関先に雪庇ができるような構造で建てるというのは不似合いです。その不似合いのまま残りの建設をやっていくというのは、非常に問題があります。今まで建ってしまったものに関しては、これはいたし方がないと思います。しかしながら、残りの戸数を同じ構造で建てていくというのは怠慢な意見の持ち主ではないかというふうに捉えられるわけです。

ですから、やはり真摯にみんなのことを考えてこんなふうに申し上げているわけですし、真摯に受けとめていただき、こういう玄関先に雪庇が生じるのだったら、前の人の玄関先の通路をつなげてしまうとか、そんなに難しくないはずですよ。そのぐらいの構造変更はね。ですから、後でもきちんと自分たちで議論を重ねて、やはり新しく、この目的、住宅の目的というのは、中小企業の雇用問題を含めまして、人口増加を図るための狙いがあったわけです。そうしたことを考えた場合、他町村から快く新しい住宅に、蓬田に住んでよかったというふうに思っただくように、やはりこういう問題もちゃんと処置しておく必要が当然あるわけですから、課長の答弁をもう一度真摯に受けとめて、明るい、ネガティブではなくポジティブな意見でもう一度お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えします。

行政側といたしましても、できる限りの対応は考えておりますが、先ほども言いましたように、雪庇については入居者の方々みずからに除去することをお願いしたいと思います。

また、今までも高齢者の方々、あるいは障害等のあるの方々につきましては、依頼があれば役場のほうで、行政側で除雪作業を行ってきております。入居者の方々にもいろいろお願いするところはお願いしながら、安全確保には努めていきたいと思っておりますし、今議員が言われたように、今回の雪の状況を参考にいたしまして、今後の建設計画には反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、課長のほうから、我々の意見を今後の建設に反映していきたいという答弁がございましたので、村長さんと一緒にやはりこういう意見を取り入れて、真摯に受けとめて、できる限りよりよいような住宅を、蓬田に来てくださる、そういう人たちに提供できるように努めていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に入ります。

よもっと村営住宅の駐車場についてということでございますけれども、今の住宅の駐車場のことなのですが、ショベルローダーがもっと動きやすいような、動きやすく、物を壊すような構造ではなく、除雪がスムーズに行えるようであればならないと思うということでございますけれども、駐車場を見てみましたけれども、通路も夏場であれば十分広くて、大変景観もいいのですけれども、何せことしは大雪だったのは言いわけして、雪は毎年この地域は降るのは皆わかっておりますから、雪が多い少ないにかかわらず、やはりきちんと駐車場の中を一掃できるような、そういう構造の駐車場であれば一番いいのではないかなと、そう感じたわけですが、今後の駐車場のあり方として、こしらえ方を工夫するという、そういう考えはございませんか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えします。

団地内の歩行者や住宅の安全を考え、車道部分と歩道部分及び駐車場部分を境界ブロックにより区分けしております。歩道部分に安易に一般車両が乗り上げたり、また駐車場から安易に住宅地に乗り上げると、大きな事故になりかねませんので、交通安全の面でブロックを設置しております。この道路わきにスノーポール等を多目に設置するなどして注意しやすくなるよう、除雪対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、課長の答弁がございましたけれども、この住宅の写真を撮りに行ったとき、駐車場で駐車場から抜け出せないで1人住民が何時間もかけてあえいでいたわけです。そこにたまたま私と事務局のほうでこの写真を撮りに現場に行ったものですから、助っ人として一生懸命私たちも協力して、やっと抜け出すことができました。雪と、何ていうのですか、下の舗装の部分の雪の段差というのが物すごいですよね。その物すごくなってしまって、通路も駐車場じゃなく車が走っている通路も厚くなって

しまつて、除雪がことしは間に合わなかつたせいか、何ていうのですか、駐車場から抜けられずにそういうふうに住民が困つてしまつている、そういうのを目にしてきたわけです。

ですから、これがもう少し駐車場の部分とか、スムーズに除雪できれば、こんなに埋まらなくて済んだのではないかというふうに思つて、今この質問をしているわけですが、今までの構造からもう少しちよこつと縁石、さっき課長がしゃべつたように、歩道の部分に当然車は乗つていったりすれば危険なわけですから、その部分に関しては理解いたします。しかしながら、駐車場のスペースというものをもう少しロングにして、もっとショベルローダーあたりが動きやすい、そういうふうな感じにしておけば、あんな段差はつかなくて済んだのではないかと、そう思うわけですね。

ですから、できれば駐車場の構造というのも、縁石は縁石だとしても、もう少しやはり冬のことも考へて、ショベルローダーのオペレーターの人たちが安易にやれるような感じに持つていかないと、冬になればいつも住民はあそこから脱出するのに苦勞すると思つますので、もう少し構造等を大き目につくるなり、そういうふうにしていただきたい、そう思つますけれども、そのことに関してはいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今議員が言われた、その雪に埋まつて出られないという方のことなのですけれども、私たちもそういう現場に前に何回か行つてお話をしました。やはりずっと一晩置いておりますので、その部分はどうしても、仮に除雪をするとしても車がありますので、まず除雪ができなかつたという点があります。

それから、やはり今議員が言われたように、そういうブロックのほかにもそういう問題があるのであれば、今後はやはり検討をさせていただきたいと思つます。それで、除雪をスムーズに行えるよう、いろいろ対策を試行しながら対応していきたいと思つておりますけれども、やはりブロックについては交通安全対策等、雨水の処理等についてどうしても必要ですので、ご理解のほどをいただきたいと。

今議員が言われましたように、その辺の段差についてはいろいろ関係機関と協議しながら、よりスムーズに除雪が行えるよう、行政側としても努めていきたいと思つております。今後の計画に反映させていきたいと思つますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ポジティブなご答弁、非常にありがとうございます。地域の、村内の住民も当然、例えば火事に見舞われたり、ひとり暮らしで住んでいる家が雪の重みでつぶれてしまったとか、そういうので住宅に住まいを提供するというのも、当然行政では必要なわけですが、やはり本来の趣旨である人口増加を目的とした建設ですので、村外のそういう人たちに提供する以上は、やはり蓬田の村営住宅に入って、こういうところまでもきめ細かにやってくださるといい気持ちでやはり住宅を提供し、蓬田に来て非常によかったと思ってもらえるように、1年を通じてそう思っただけのように、やはりさまざまな我々も協力していきたいと思いますので、やはり課長、村長にもそのようなお気持ちで建設に携わっていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（木村 修君） これで、5番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） おはようございます。日本共産党の坂本 豊です。

まず、最初に村営団地の問題について質問をいたします。

村営団地の新築は、村の人口減少に歯どめをかけ、村の活性化にもつながる事業として進められています。しかし、最初の住宅が完成して初めての冬を迎え、余りにも雪対策がなおざりにされていたことが明らかになっています。よもっと団地の設計は、雪対策についてどのようなことが話し合われてきたのか、答弁を求めます。

また、駐車場の雪片づけが困難な形が問題になりました。図面を見ても、段差のことはわからず、できて初めてそれが雪対策の障害になっていることに気がつくなど、今後は全面的に見直しが必要です。

次年度の住宅の設計は根本から見直しが必要であると考えますが、このことについて答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えします。

雪対策につきましては、住棟間に幅5メートル程度の舗装部分を設けまして、また住棟間の玄関をその舗装部分に向き合わせることによって、除雪の効果を上げるよう計画を進めてきました。

また、駐車場に関しましては、歩行者の安全確保や住宅への被害防止のためブロックを設置してきました。今は雪のためブロックが見えない状態なので、除雪についてはいろいろ難儀するわけですが、交通安全対策等のためブロックを設置しておりますので、この辺のところを根本からの全面見直しは今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 入り口がまず北側を向いている棟もあるわけです。宮本団地に住むある住民が、北風がまず吹雪になれば、まともに玄関に吹きだまりができるということを指摘を受けたことがありました。現実にもそうなったわけです。また、同じ棟で角がつけられているために、ひさしに雪庇がつき、その真下を通過して玄関に行く住宅もあったわけです。危険そのものなわけですが、このような結果は、まるで雪国に育った人がつくり出した設計ではないように見えます。どうしてこのようなことになったのか。誰の責任なのか。まず答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） いろいろ考えてつくりました。やはり入る人たちもちゃんと自分たちでやるべきことはやるべきだと私は思います。我々は道路の除雪でも、住宅の建設でも、一般住民と同じような立場でやっているわけですね。例えば駐車場の問題、雪の問題等のことを言っていますけれども、我々は地域住民の家の前の駐車場まで片づけていません。村道、そして生活道路、それを中心にやっているわけですね。

ですから、地域、各自治会と同じような対応をしているわけですから、あそこへ入る方々もその辺はやはり自主的にやるべきところをやっていただきたいと。今おっしゃったように、北側にも南側にも玄関がついていますけれども、どちら側にも雪庇がついたり、やませになれば風が入ったり雪が入ったりします。その辺は各自で工夫してやってほしいと。南側を全部玄関にすれば日が当たらないとか、あるいはまた北側を全部玄関にすれば、またそういうのが出てくるし、さまざまな弊害が出てくるのであって、100%、あなたが言うように100%いいという住宅は、これは無理だと思いますよ。ですから、その辺は入る人たちも十分やはり協力してやってほしいと。

とにかく我々は、除雪でも何でも各自治会と同じような対応をしていかなければ不公平感になりますので、その辺は議員の皆さん方も、坂本 豊議員も理解していただきたいと、そう思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今まで建ててしまった棟というのは、建てかえというのはもちろん困難なわけですが、ふぐあいというのは指摘されたら直すということが必要だと思います。これには予想しなかった予算がかかるということもあると思います。ただ、先ほど村長が答弁いたしました、雪庇の問題については役場が工夫をすれば少しの予算で解決することも私は考えられます。先ほどこの久慈議員が質問したときの写真、これを見ましても、あの右側の問題でも、この隣と隣の屋根をつなぐとかする、そしてまた先ほど言った、吹雪が北側、西側のほうから入ることに対しても、北側をまず仕切って、北側のほうから入るといふような構造にすることも考えられるわけです。この格子状もちょっと私は問題で、これを塞ぐことで風除室にもなることもあるわけです。

村長も現場を見たかどうかわかりませんが、本当に玄関の入り口が吹きだまりで、もう大変になっていて、下手をすれば中から戸があげられないかもしれません。もうこの通路が雪で埋まってしまうような、そういう構造ではなく、これはやはり現場を見て変えるという、そういう姿勢が必要で、そういう村長が開き直ったような答弁をしても、これは問題の解決にならないし、住民はみんな困っているわけですね。

ただ、駐車場の雪片づけにしても、袋小路になっているわけですよ。ですから、その一人一人の駐車場のスペースは狭いわけで、雪の捨て場がまずないのです。雪捨て場がないということになれば、隣の駐車場に投げるわけにもいかないし、結局雪が降ったのを踏み固めるしかないということになってじゃけてくると、もう車が出られないような状態になるわけです。もうあの平面の土地に建てたのですから、もっと雪対策を考えてやれば、役場の除雪、ローダーで一気に車を一時どかしてもらって除雪するということが可能だったわけです。

ですから、一般の家庭の話を持ちこまれても、私は筋違いだと思っわけですね。これは役場がつくった住宅であるし、新規につくったのですから、それを指摘されて、今この問題をなおざりにして、村長の考えでまた次、次と新しい住宅を建てていくのは問題だと。だから、これは議会も含めてみんな責任は本当はありますよね。ですから、私たちが図面を見てもそのことまでは気がつかないし、やはり誰でもうちを建ててしまっから、あれ、あそこはこうすればよかったという話は必ず出てくるわけですね。ですから、話が出てきた時点で考え直すという、そういう素直な姿勢を持たないと、そういう高飛車な答弁をしても、これは住んでいる住民に聞かせれば、私は怒ると思いますよ。

ですから、あの雪庇の問題にしても、高齢者が住む人があれば、あの高いところをはしごもない状態で屋根に、隣の家の屋根に上ることもできないわけです。ですから、そういう雪庇が玄関について、本当にいつ落ちてくるかわからない状態で、恐る恐る入るような、そういう危険な不安なことはやはり解消していただきたいと思います。

ですから、村長が今ほかの一般住宅と同じように、誰も駐車場を除雪はしていませんよ、それは。でも、やり方ではできるのではないかと思います。ですから、ブロックをつけるというのは、これは歩行者の安全ということも考えられますが、このために除雪ローダーが入れないのであれば、移動式の抜き差しできるポール等を使って冬の間はそれを取り除いて除雪をするなど、私はいろいろ考えれば、工夫すれば可能ではないかと思しますので、再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） さっき言ったように、この除雪というのは、村道を主体にやると。そして、生活道路、村道の中でもやっていないところもありますけれども、生活道路をやると。これが基本なわけですね。駐車場までは幾ら団地でも、それは地域の公平さを欠くと、私はそう思いますから、できるだけ駐車場は自分でやるべきだと。どこのうちでも自分でやっていますよ。

それから、雪庇については、もし高齢者がいたり障害者がいたりすれば、うちのほうで、役場の除雪隊が行ってちゃんと片づけてあげていますから、その辺も自分でやれるところはやってほしいと。全てやるかということでは私はならないと思いますけれども、ですから、これからもいろいろつくり方は研究してやっていくといたしましても、南を向いても、北を向いても、どこを向いても雪庇はつくわけでありまして、また雪庇がつかないところはやませが入ってくることもあり得るわけでありまして、その辺は団地に入る人たちもいろいろ工夫してやってほしいと。そういうことでございます。私は行政側としてもやはり注意はしていきますけれども、そういうような公平さを欠くようなことは、私はやるべきではないと、そう思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 3回質問したので、あとは質問しませんけれども、別に駐車場を1軒1軒、1戸ずつの駐車場を役場の人たちがやるという意味ではなくて、構造的な問題を言っているわけで、そういうふうにブロックをとれば、ローダーで押していけばできるということを言っているわけで、袋小路になっているために雪の捨て場がないとい

うことを指摘しているわけです。

次に、病院のことについて質問をいたします。

2月21日に、外ヶ浜中央病院の設備投資として蓬田村が2013年度予算に1,000万円を計上したことを村長から直接説明がありました。個人的には、この話は村長から聞かされていましたが、新年度予算にこれほどの多額の負担金が計上されていることには驚きました。

議会の要請を受けて、21日の当日には、10万円まで減額することになりました。外ヶ浜の病院には村民も入院したり、診察のため利用しています。必要な病院ではありますが、外ヶ浜が公営企業として運営をしているところへ、ほかの自治体が直接議会の同意も議論もないままに予算だけがひとり歩きすることは、議会制民主主義に反することです。

例えば悪いが、仮に蓬田村が出資金を出している株式会社アシストや蓬田紳装に外ヶ浜町や今別町の人たちが勤めているからといって、今別町や外ヶ浜町に負担金を求めればどうということになるのでしょうか。病院の必要性は誰も否定することはありません。しかし、負担金を求められることは大問題なはずです。

自治体が運営する病院は、経営はどこも赤字です。現に、外ヶ浜中央病院も一般会計から多額の繰り入れをしています。これで黒字になっています。ほかの自治体が病院経営に負担金を出すことは、財政基盤の弱い蓬田村にとっては非常にリスクの高い、危険な行為になると私は予想しています。

①の質問ですが、誰が地域医療政策推進協議会の委員なのかという質問には、昨日の山館議員の答弁にあったわけですが、きょうは傍聴者の皆さんがおりますので、再度答弁をお願いします。

また、②番目の今別町からの参加はどのようになっているか。今別町では消防事務組合での負担金の金額でもめていましたが、そのあおりで今別町の住民が、蟹田の病院へ利用していた外ヶ浜町の循環バスに乗れない状態にされた経緯がありました。そのような負担金で争っていたのに、今別町の町長がこの組織には負担金を出すことになったのか。

3番目としては、仮に外ヶ浜中央病院が広域化させるつもりで負担金を出すのであれば、蓬田村の経費は毎年どのくらいになるのか。

4番目として、これに蓬田村が参加をしない場合の立場とリスクはどのようになるのか。

か。

5番目には、この問題について村の課長会議等では、この問題でどのようなことが話し合われてきたのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） それでは、お答えいたします。

あの質問に答えるに当たり、坂本議員がちょっと誤解していると思われる、外ヶ浜中央病院の経営に参画することは、説明当初から毛頭ありません。そういうことが簡単にできるわけありません。将来は広域化等考えられるかもしれませんが、現時点ではありません。まず、この点をご理解いただき、説明に入らせていただきます。

まず、最初に①の推進協議会はどのような組織なのものか、委員は誰なのかについてですけれども、この地域医療政策推進協議会というのは、病院経営をよくするための協議会ではございません。地域住民の最寄りの総合病院が最新の医療機器、技術、高度医療に対応でき、医療スタッフの確保、病棟等の快適性、生活性の保持などにより、地域住民の生活と健康を守る、安心してかかれる病院を支援していく支援策を協議して、実際に支援していくための組織であります。

委員は、外ヶ浜町長、今別町長、蓬田村長、それに各町村の総務課長、さらに外ヶ浜病院の院長、事務長、そして外ヶ浜総務課の調整官と、あと蓬田村の場合は私、健康福祉課長で、今別町は町民福祉課長になっています。そして、さらに各3町村の議会議長が加わることになっています。

次に、②の今別からの参加はどうなっているかということなのですが、これについては蓬田村とほぼ同じような状況であります。

③の経営参画、経営でなくて広域の、村の経費とかいろいろ書かれていますが、これについては先ほど述べたとおり、病院経営には参画しません。あくまでも医療の高度化、医療の確保などのそういった協議をするのを支援するということであります。

次の4番は、参加しないとリスクはどのようになるか。今までと同じであります。

⑤の課長会議については話がされているか。今まで述べたことは話をされています。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 外ヶ浜町は2005年の3月28日に町村合併をして、ちょうどことで8年になります。2015年には10年目を迎えるわけです。合併をしてから11年目から15

年目までには、地方交付税がそれぞれその年によって減額をされていくわけですね。16年目には現在よりもかなり削減されることになっているわけですね。これは合併のときの約束事なわけですね。これがいよいよ現実問題になってきています。合併のリスクというのは、交付税減額という形であらわれてくるわけですね。

私はちょっと外ヶ浜町職員の数を調べてみましたら、職員の定数175名、病院が49名、老健施設が19名、そして合わせると249名で、蓬田村の3倍ですね。人口が現在7,249人とすれば、蓬田村の2.3倍ですから、今後交付税が減額されていけば、職員数を減らしていかなければ、その人件費等の負担が重くなることが予想されるわけですね。そういう外ヶ浜町の現状では、蓬田村が負担金を出すということを決めれば、村は年間多額の負担をすることになります。

佐井課長は、この前の説明では、設備にかかる1億4,800万円を延べ患者数の4万8,000人で割った3,000、端数を言えば83円、これに蓬田村の延べ人数の7,000人を掛けた数字を何かで割った金額で1,000万円という説明をしたわけですね。単純に単価3,083円を蓬田村の延べ患者数の7,000人を掛ければ、2,158万円になるわけですね。これがどうして1,000万円になったのか。何で割ったのかという説明が足りません。このことについて答弁を求めます。

また、もう1つは、年間の患者数の蓬田村の延べ人数7,000人と説明したわけですね。実際は何人利用しているのか、お答えをお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） この前説明不足だったかもしれませんが、最後に割る数字なのですが、それは割る2でありまして、それで単価数なのですがけれども、端数がつきますけれども、そこは一応切りよく3,000円ということで、1人当たり3,000円を出してまして、それに7,000を掛けますと、1,050万になります。そこも多少切りよく1,000万ということで見ていました。

人数は、うちのは7,000人と聞いていますので、あと詳しいところまでは、詳しくはわかりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 延べ人数7,000人というのも、余りにも切りがよ過ぎて、これもある程度四捨五入した数字なわけですね。変な言い方をすると、適当な数字なわけ

す。先ほど言った2,158万円も単純に2で割る、何で2で割るのかも説明されていないし、その根拠がないわけですね。2で割るということは、今別町も2で割れば3,000万が1,500万ということになってしまうし、これじゃあ必要な機械は買えないじゃないですか。1億4,800万円を出すのは、あと残りは外ヶ浜町で全部支度するということになるわけですよ。

ですから、私は最初から2,050万円とか2,100万円という数字を出してしまえば、議会も驚くし、みんなびっくりするので、それを割り引いて突破口にしようという魂胆があるのではないかというふうに思われるわけですよ。2で割る根拠が示されていないということもあります。

それから、最初の答弁の問題ですが、大体経営に参加をしないのに、機械の購入のためにお金を出すということは、全く何の根拠というか、蓬田村にないわけですよ。ただ向こうでそれが欲しいとか、お金がないからということなのではないでしょうか。もしそういうことを一々対応していたら、青森市民病院からもそういうふうに要請が来たら出さざるを得ないし、蓬田の住民が外ヶ浜の病院を利用しているからといって、そう簡単にこういう多額のお金を、経営に参加もしていないのに、利益があってももらえないと、赤字になっているわけですが、そういうことも考慮しないで、そういうずるずるずる行くということは大変なことですよ。

それから、先ほど質問しましたよね。負担金が幾らになるか。経営に参加しなくても、これが1年限りになるのですか。それとも、毎年何かの設備投資をするたびに、こういう負担金を出していくのか。今後の蓬田村の負担金というのは発生していくことになる可能性があるわけですよ。一時的なことなのですか。それとも、毎年病院は今後建てかえとか、いろんなリフォームとかしていかなければならない、老朽化しているはずなので。ですから、そういうことを何も決めないで、ただ向こうで提示した金額をずるずるずるずる何の根拠もない数字、2で割った数を出すということも、私はおかしいと思いますよ。その2で割った時点で、もう既におかしいわけですよ。その辺を再度答弁をしてもらいたいと思います。

3番目の再々質問ですが、自治体病院の赤字が、本当はどこでも問題になっています。その原因は、赤字になってもつぶれないという危機意識がないことです。町が補填することを最初から当てにしています。建設費もコスト計算もなく高くなってしまったために、支払いが困難になるわけですよ。民間の病院ではこのようなことはありません。こういう

意識のところへ負担金を出すという道筋をつけることは、将来蓬田村の財政を混乱する可能性があります。もっと時間をかけて十分検討することが私は必要だと思いますが、この点についても再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） まず、基本的な考え方から説明したいと思います。

外ヶ浜町、今別町、蓬田村、上磯全体、現在、そして将来とも高度な福祉・医療環境の構築をこれから目指していかなければならない。そして、上磯に住む町村民の老若男女が安心して豊かな福祉・医療を受けられるような施設、医療機器の充実を図っていく。これから我々自治体に課せられた一番大きな課題であると思います。これによって町民の皆さん、うちのほうでは村民の皆さんが安心して医療を受けられるようになるのではないかと、こう思っております。

外ヶ浜中央病院広域化検討委員会は、外ヶ浜中央病院の検討委員会は、その第一歩であり、将来は皆さんご承知のとおり、西北五も、それからむつも、そして今、きょうの新聞で出ていましたように、弘前も何年かかるかわかりませんが、広域的にやっていって、高度な医療病院として地域を守っていくと、こういうことが県内でも広がってきているわけであります。

また、蓬田村では、福祉施設、介護老人保健施設たんぼぼ、通称たんぼぼと言われておりますけれども、その施設にお世話になっている方々が非常に多いわけであります。また、先ほど来、議論になっておりおります患者数も、非常に蓬田村は、延べです、延べで7,000人という、非常に多くの方々が蟹田病院に行っております。

そして、またこれらを総合して考えてみますと、現在の上磯全体の人口は1万3,740人、そして2035年には8,441人と、4割以上減少してくるわけであります。こうなった場合に、我々一町、村で、この高度化した医療をやっていくというのは、これは並々ならぬ、これは苦勞をするわけであります。

そこで、やはり将来のためにもこういう検討委員会をつくって、どういう医療体制をつくって蓬田村の住民が医療、そしてこのたんぼぼみたいな介護施設に安心して入れるような、そういう政策をこれから我々は見つけ出していかなきゃいけないと、そういうことのでつったわけであります。決してあなたが言うように、今1,000万円を我々は今回の議会で提案しているわけでもないし、そしてまたこれから検討委員会でいろいろ決めるわけでありますから、それによって今後検討委員会でさまざまな議論がされるもの

だと、このように考えております。

ですから、議員側からも出しますので、ぜひその辺の今、あなたが言うようないろいろな心配事があれば、提案していただければと、こう思うわけであります。ただ、我々とあなたとの考え方は基本的に私は違うと考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今の答弁おかしいんじゃないですか。1,000万円を計上しているわけじゃないと言いましたよね。それは議会がこの問題を知って、議長と副議長が村長と会って、それを取り消して10万円にしたわけでしょう。その説明がなければ、もう計上していたわけで、今の答弁はおかしいですよ。わけじゃないという。まるで私が、1,000万円が架空のものに対して質問しているかのようなことになっちゃうわけで。そこをやはり取り消してもらわないと困ります。まるで私が何の根拠もないことに対して質問しているかのような錯覚を受けるわけですから。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 提案する前に議会と協議して、時期尚早だということで取り下げたわけでございます。ですから、今回の議会の議案には提出していないということです。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次に、安倍内閣について質問をいたします。

まず、1つとしては、安倍内閣は選挙公約にしていたTPPへの参加には反対をしていましたが、アメリカの要求に前のめりになり、参加を表明しています。これに対して裏切られたという非難の声が出ておりますが、これに対して村長の考えと対策を求めます。

また、2番目としては、安倍総理の発言で円安が続き、株の値上がり等を見せて、大もうけをしているように見えますが、実体のないただの投機筋の動きだけに過ぎません。これに対して反発が起きる可能性もあります。安倍総理の言う三本の矢という政策についても、村長はどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） TPPについては町村会では反対していますし、各団体も反対しております。私もその団体の1人であります。いろいろあるようでございますけれども、これは国会の推移を、国会の議論を我々は注意深く見ていると、こういうことでございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私は、安倍総理の言う三本の矢ということがマスコミ等で報道されているので、これについて村長に対してどのように考えるかということ質問したわけです。

TPPについては、まず全ての品目で関税をなくすというのが前提です。農産品は970品目が関税で守られているわけですが、米や麦、大豆、砂糖、乳製品など、限られた品目だけが取り沙汰されておりますが、今までアメリカの強い要求で日本の農産物は輸入自由化を押しつけられてきました。牛肉やミカン、リンゴなど、数え上げれば切りがありません。このため、日本の食料自給率が39%まで落ち込み、先進資本主義国の中で最も低くなってしまいました。食料を輸入に頼ることはとても危険なことです。最近でも、ロシアやアメリカ、オーストラリアなど、農産物の輸出国で大干ばつで生産が落ち込み、輸出を禁止するなどの事態が起きているわけです。今後、地球の温暖化の影響で干ばつが常態化すれば、今まで安閑として幾らでも食料が手に入ると思い込んでいれば大変なことになります。

また、経済力に任せて世界の食料を日本が輸入することは、翻せば貧しい国々から食料を奪い取ることにもなります。日本の農地で生産ができるものは自給することが、今後もっと求められることです。とりわけ米は世界でも有数の単位当たりの生産量を誇ります。このような肥沃な土地がありながら、食料生産ができなくなることは、日本の安全保障上も大問題です。TPPは米の生産の9割をつぶすと言われておりますから、日本の食料自給率が19%まで落ち込むと試算されています。

わずか1%の特定の大企業だけがTPPで潤うだけで、残りの99%は損害を受けることとなります。マスメディアが大企業から多額の広告費で経営しているからといって、うその報道ばかりをしているため、国民の多くがTPPに問題がないように錯覚をしています。

農業、漁業だけでとどまらず、あらゆる産業が悪影響を受けます。アメリカは保険業界や国民皆保険にも障害を取り除くことを要求しています。日本医師会がTPPに反対をしているのはそのためです。高い保険料を支払いをしないと、医者にも行けないようになります。医師や看護師も日本に来るようになります。安い労働力で企業が収益を目指すために、国民の賃金がさらに低下をしていきます。

TPPはアメリカの強い要求のもとで、日本が丸裸にされる恐ろしい協定です。参加

をするかしないかの協議も秘密にされ、協定が締結されても5年間はその中身を公表しないなど、およそ民主主義とは言えない秘密主義です。中身が公表されたときはもう既に手おくれです。

そして、それを進める自民党は全く責任をとることはありません。ちょうど原発を推進しておきながら、原発事故でもその責任も謝罪ありません。安倍総理は原発事故の1級戦犯です。当時、安倍総理のときに福島第一原発が津波に襲われて電源が喪失するという国会議員の質問もありましたが、その対策をとるのを拒否してまいりました。

安倍総理が経済政策でみずから三本の矢という言葉を使いましたが、1つは、際限のない金融緩和、2つは、ばらまきの公共事業推進、3つ目は、大企業への経済政策、これが3つの矢です。これも、どれも既に破綻済みのことばかりです。そのために、2009年の総選挙で大敗したわけです。それをまた蒸し返すのですから、経済が上向くはずがありません。

首相はデフレ脱却を進めると言いますが、その原因は、国民、労働者の賃金を下げたために購買力が落ちて物が売れなくなり、デフレになっています。日本は小泉内閣の経済格差政策で世界に対しても類のない経済水準が下がっている国になりました。賃金もヨーロッパでは1.3倍から1.8倍に上がり、GDPもそのように上がって、日本だけが賃金も88%に下がっているわけです。

その一方では、大企業のもうけをため込んだ内部留保が260兆円にも上がっています。景気を上向かせるには、消費税引き上げをやめ、労働者の賃金を上げることしかありません。そうすれば、物が売れて景気がよくなります。幾ら大企業が労働者から搾り取ったもうけで紙切れを買って金庫にしまっている、経済は動かないわけです。

村長の、TPP対策について、私は何らかの行動を起こさないと大変だということを思いますので、このことについて再度答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） さっき言ったように、これからいろいろな議論が国会でなされているようでありますので、その推移を見守って、我々町村会、あるいはまた各農業団体、その他各団体が反対しているわけでありますから、その推移を見守っていくべきだと。

また、皆さん、何かの行動をと、我々は行動、町村長の行動は起こしておりますけれども、その他の行動があれば一緒にやっていきたいと、このように考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) この問題はこれで終わって、次に、最後の国保税の問題について
お願いしたいと思います。

青森市では国保税の引き上げが市長から提案されています。その引き上げ率は17%になるそうです。蓬田村での引き上げの計画はまずあるのか。今後、一般会計からの繰り入れがされるというふうになるのか。国保運営委員会からどのような意見が出されているのか、答弁を求めます。

また、2つ目には、青森市では、この国保運営委員会の委員から、税金を国保へ出すことが違法なような意見も出されたというふうに聞いておりますが、これに対してはどのように考えるのか、答弁を求めます。

○議長(木村 修君) 住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) お答えします。

まず、1番ですが、2月現時点で国保税の赤字の見通しはまだ立てられません。これから入ってくるものがあるということもあるからです。

それで、国保税の先ほどの引き上げについては、これについては村長、それから各関連課長と協議し、当面の間、いつまでかはわかりませんが、当面は行わない方針です。そして、一般会計からの繰り入れですが、これは違法ではありません。

以上については、国保連、国保運営委員会と協議して共通理解しております。

そして、②ですが、これは違法ではありません。あとは青森市の状況はこちらに情報が入ってきておりませんので、青森市については答えられません。

以上です。

○議長(木村 修君) 坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) わかりました。ただ、今は国保税の引き上げが青森市で大きな問題になって、4月の市長選挙にも影響が出るというふうに私は実感を持っているわけですが、ただ国保税が高過ぎて払い切れないという人が年々ふえて、滞納額も3,500万という大きな数字になっております。私はいつも一般会計から繰り入れをして、少しでも国保に加入する住民に対して援助してやれということで、一般会計にもその点で反対をしてきたわけですが、それから今、課長が違法でないということを受け入れれば、一般会計から引き下げのための繰り入れをできるということになるわけです。前は、そういうことは国・県の指導でできないということが当面出されていた時期もあったわけです。

それから、2つ目の国保運営委員が、青森市の場合ですよ、青森市の場合が、自分で

納めた税金を自分が国保に加入していないのに、何で国保税にやらなきゃいけないのだという発言をしたそうで、私はこれに対して疑問を持ったということで、納めた税金は何に使おうが、その自治体の自由なわけで、その人が納めた税金をその人の都合のよいように使うということは間違いなわけで、ですから、そういう蓬田村の国保運営委員の人たちもそういう考え方を持っていれば大変困るので、そのことを質問したわけで、そのことについて答弁をお願いして、質問を終わります。

○議長（木村 修君） 答弁すればいいんですね。（「はい」の声あり）住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） まず、現在蓬田の今の状況ですけれども、2月現在とさっき言いましたけれども、一般被保険者の現年度分は、今現在で84.88%クリアしています。それで、昨年度、23年が71.48%ということで、現在13.4%向上が見られました。ということで、1番の質問の内容です。

そして、先般、2月28日に青森県の国民健康保険運営協議会通常総会というのがありまして、その中でいろんな問題が出たのですけれども、健保法の内容においては、先ほど議員さんが言われたような内容が載ってございました。それで、先ほどの法定外の繰り入れについてですけれども、23年度においては、青森県内19市町村が法定外繰り入れをしております。それで、繰上充用を、これをしているところは4市町村です。その中の、4市町村の中の3市町村は、赤字解消計画といいまして、県のほうから指導されております。これが今一番新しい情報なのです。

それで、蓬田村の場合、23年度はやはり法定外繰り入れをして黒字ということになっておりますので、40市町村中、黒字が36あります。そして、赤字は4保険者ですね。今現在はそういうふうになっておりますので、これはどこの市町村も同じような状況だということですのでよろしいでしょうか。（「はい、わかりました」の声あり）はい、お願いします。

○4番（坂本 豊君） 以上で私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、4番坂本 豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第3 一般質問 3番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第3、3番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 1点について質問させていただきます。

側溝の設置はできないかということです。

阿弥陀川稲荷神社通りなのですけれども、国道から中通りまでの区間、半分ぐらい入って、残り半分ぐらい側溝が入っていないわけですよ、中通りまでの区間。それで、生活排水または雨水等の関係で、ぜひとも側溝の残りの部分、設置してもらいたいのですけれども、担当課長、いかがですか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えします。

生活排水の処理のためには必要だと思います。それで、先般、現場を見たのですけれども、雪があってちょっと確認できませんでした。それで、これから春になって雪が解けてから再度確認をいたしまして、生活排水の処理は必要ですので、側溝を設置する方向で検討させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 雪のため現場が確認できないということでしたけれども、確かにことは雪が多く、今のところ確認できないかと思いますが、半分ぐらいなのですけれども、入っていないため、それをぜひ役場のほうで設置してくれるということで、雪が消え次第、何とかお願いします。

これで終わります。

○議長（木村 修君） これで、3番森 弘美君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第4、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、きょうは自治会長の皆様方、そしてまた村民の皆様方が多数おいでくださいませ、ありがとうございます。ご期待に沿うような質問になるかどうかわかりませんが、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従った質問をさせていただきます。

まず、大きい2つの項目で質問をさせていただきたいと思います。1つ目は、平成25年度の地方交付税の減額と職員給与について。もう1つは、学校現場における食物アレルギー対応についてということで、大きくは2つに質問します。

まず、大きい1番の小さい項目ということで、交付税の減額の見込みということについてご質問をさせていただきます。

この減額というのが、政府が本年の1月29日に、これは新聞報道です、25年度の予算を閣議決定いたしました。その中で、地方交付税4,000億円の減額ということが書かれております。この地方交付税の4,000億円減額するというその中身については、皆さん既にご承知なので説明するまでもないのでありましようが、一応質問する立場から言わせていただきます。

これは国が大震災復興のための財源を捻出するために、国家公務員の給与を平成24年度、平成25年度の2カ年度の限定で平均7.8%を引き下げました。引き下げることで決定して実施しております。この平成24年度の実施したことから、地方公務員の平成24年度の給与が国家公務員の給与を上回ったという結果が出されたものでございます。

政府が地方公務員の給与を削減してくださいという要請が出たということから、この減額が始まったわけでございますけれども、給与というのは非常に複雑に絡み合っているものですから、その内容というのは極めて私たちにとっては曖昧で、どういうふうにしてやるのかよくわかりません。

しかしながら、その後に出てきた新聞報道では、私たちの村がラスパイレス指数、これは国を100として村がどのぐらいの給与をいただいているか、村の職員がいただいているかというので出したところでは、たしか107前後だったというふうに出されております。それから、もう1つの条件が、行政改革がどの程度行われているかということも加味すると。これによって差があるというふうに書かれております。

こう言っても、なかなかその中身について事細かく聞くというのは非常に難しいわけで、端的に当初予算の編成が終わって、もう既に予算が私どもに、審議を行っております。本村ではその減額されると思うのでありますが、その額はどのぐらい見込まれるかということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 平成25年度の普通交付税の見込みの減額は2,500万円です。

そのうち今議員がおっしゃった給与関係は1,500万円です。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今1,500万円の減額ということでございますので、質問の2番目に入らせていただきます。

減額分については、新聞報道では防災事業や行革に熱心な自治体の地域活性化に充てるなど、地方交付税を含めて財源手当ををするというふうになっております。本村ではこういったその財源手当ををするというような事業が該当しているのかどうか。それから、これはないとすれば、国からその額を減額されてくるわけですがけれども、その額を調整するために行政サービスの低下ということも一応考えないといけないということで、当初予算を編成してしまっただけで提案されたわけですがけれども、これがどういう内容でどのように対応しているのか、お答えをいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

補填の関係でありますけれども、国のほうでは3つ示しております。

1つ目は、全国防災事業の地方負担分と。2つ目は、緊急防災・減災事業費の地方単独事業分。そして、もう1つが地域の元気づくり推進費。これは交付税算入のことです。ということで、その中の1番、2番、1つ目、2つ目については、蓬田村は該当しません。それで、地域の元気づくり推進費、これについては今現在、まだ算定率等が全て未確定でございますので、今金額については答えることができません。

それで、普通交付税が少なく来た場合の蓬田村の予算がどうなるかということでございますが、蓬田村の当初予算は普通交付税額を10億2,000万円と計上してございますので、特に25年度中には問題が生じません。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 特に財政的には問題がない。2,500万円と先ほどのお答えをいただきましたので、その程度であれば何とかしようということだろうと思います。しかし、今は何か政治の流れを見ますと、この1月29日の日に、別に行政改革推進本部という国の本部を立ち上げて、これに引き続いて2月の27日には第1回の行政、これは国のですね、行政改革推進会議というものが開催されているわけです。

私は以前にも、平成23年の12月定例会にもこの村の行政改革大綱について策定してい

るかどうかについて質問しておりますけれども、この行政改革を村も、要するに自治法の2条の14項、15項に基づいて、最少の経費で最大の成果を上げるようにという、その自治法の趣旨に従って行政改革を進めるように、私も質問したところでございますけれども、そのときは、来年度中に、要するに平成23年度でございますので、平成24年度中にできれば策定したいということで回答をいただいています。

この行革大綱の必要性というものと、これは関連するような形になりますけれども、行革大綱の必要性というものと、これについて平成24年度中の状況というのはいかなるものですか。ここは総務課長のほうをご存じかと思うのですけれども。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 今の質問についてでございますが、通告されていませんでしたので準備してきていません。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私は行政がある限り、やはり行政改革というのは続けなければいけないという風潮にもなっちゃったと。この行政改革をやっているか、いないかで、国も多分縛りをかけるだろうということで、私はそういうふうな予感がして、前回やったほうがいいんじゃないかというふうに質問をしました。

ただ、平成24年度中にそれをできるだけ、できればという表現がありますけれども、つくりたいということで、策定したいということで答えておりますので、できればその点については今後、できれば沿ってつくっていただきたいものだと思うのですが、どのように考えますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） その点と、定員適正化計画とか、そういうものについては現在作業中でございます。ですから、年度内に完成するという事は、私たちの立場からいけば時期的に無理でありますので、来年度中には示せると思います。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そのようにして努力して、村の財政等を考えてひとつお願いしたいと思います。

さて、3番目の質問ですけれども、職員給与の減額要請ということに対しての対応の問題でございます。

先ほどの質問で言いましたように、交付税の減額分というものについては、国家公務

員と地方公務員の給与差というのが主なるものだというふうに説明しました。我が村も交付税が減額されるということで、それをお答えいただきました。国は、地方公務員の給与をことしの7月から国家公務員並みの水準に引き下げるように要請するというふうに報道されています。引き下げる場合、やはり条例改正が伴うものですから、この内容について議会に対しても説明が必要となるかと思えます。

村長はこの要請についてどのように対応するお考えか伺いたいと思います。課長でも結構です。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） これは国から減額要請はありましたが、具体的な内容がまだ示されておらず、詳細は未定であります。実施する段階になれば、当然条例改正とかの必要な措置を講ずることになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 3月5日、きのう議会の開会日の日のちょうど東奥日報紙上でございますけれども、都道府県知事全員と20の政令指定都市の市長にアンケートをした、これは共同通信社の内容ですけれども、80%以上が反対したというふうに書かれています。内容を、反対したというふうにありますけれども、内容をよく見ると、国が期限とした7月までに減額に踏み切る自治体が多いと見られるという、最後にそういうくだりがついております。私の個人的に、村議会議員としての立場での話になりますけれども、もちろん私も職員であったことを考えれば、この問題は非常に職員にとっては過酷な問題であろうというふうに思います。

と申しますのは、給料が下がるというだけでは問題は終わらないわけです。要するに、3月、6月、12月という手当にまず影響します。それから、もう1つは退職金の問題があります。24年度、25年度の限定のものだというふうになると、やはりその前後の人たちとやはり退職金に差が出る可能性は十分あります。そうすると、そのときやめた人は不幸だった、不運だった、やはりそれだと行政の連続性というのは保てないし、同じ職員の立場で非常に不公平が発生するというふうに私は思うわけで、自分も働いてきて、いただいたそれらが減額になるというのは本当に忍びない考え方をしています。

それで、先ほど言いましたように、財源的に困らないと、もし財源があるというのであれば、私は地方公務員法の第24条を読み返してみましたけれども、国、それから近隣

市町村並びにその地域の給与の実態から、何ていうのですか、職員給与はその地域で決めてくださいと。地方自治体で決めてくださいというふうに言われておりますけれども、2年限定であれば私はその不公平が発生しないように、逆に私はやらないほうがいいんじゃないかというふうな、私は考えております。この辺、村長の頭の中ではどのように考えているか、伺いたいと思って質問をします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 県及び県内の市町村の動向を勘案して、組合とも十分協議して、そして反対してまいりたいと、このように考えております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） できれば、職員は一生懸命頑張っているのですから、やはりその辺、何か不合理な、不条理な感じがしますので、できれば皆さん、もし市町村長が集まることがあれば、それでいいかどうかというのをしながらぜひ進めていただきたいものだ、私はそのように考えますので、この問題を終わらせていただきます。

さて、次の問題です。次は、人事勧告についてお伺いをいたします。

この質問は、上の3つと関連するということで、私が聞くわけですがけれども、昨年の12月に、私ども村議会議員として期末手当をいただきました。これまでどおりの月数、すなわち率でいただいたと私は思っております。他町村では何か期末手当を人勧に合わせて若干減らしたというふうな議員の話を聞きましたけれども、蓬田村ではこれを実施しなかったと。人事院勧告はなかったのか知りませんが、私はその辺ちょっと詳しくわかりません。また、県の人事委員会勧告も来なかったのかもしれません。それはどういうことなのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） お答えいたします。

平成24年の人事院勧告、これは国の勧告でございます、は55歳を超える職員の昇給停止の方向など、昇給制度の見直しだけで給料表改定や期末勤勉手当の回答がありませんでした。そして、なお青森県の人事委員会は独自に期末勤勉手当を、0.1カ月分を減としましたが、これは全国で青森県を含めて4県しかございません。蓬田村は平成16年の4月から時間外勤務手当の代休対応、それから平成16年10月から国・県でも実施してなかった55歳以上の昇給停止など、人件費の独自削減を強力に推し進めてきていましたので、今回は国の勧告どおり実施したということでございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 国の勧告ではなかった、県の人事委員会の勧告では0.1カ月分をやった。実施した町村もあるし、実施しなかった町村もあるというふうに聞いたような気がします。県内でそれじゃあ何町村ぐらい、何市町村ぐらいこれを実施しなかったのですか。わかりませんか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 2町村でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 県の人事委員会勧告と、その人事院勧告というものの差が、差の問題があるわけで、それについてはとやかく言うべき問題ではないと思うわけですが、人事院勧告というのが、その制度としてはやはり労働三権、要するに団結権、その給与をやる交渉権、それからストライキ、ボイコット、さまざまある争議権、この団結権、交渉権、争議権のうち、公務員というのは争議権を禁じられたというので、人事院勧告制度があって保障しようというふうに出てきているものです。それを県の人事委員会の勧告に、私どものほうは委託をしているために、それに従って県の人事院勧告というものが出てきて、今まではそれに従ってやってきているというふうに私は思っています。

今までそれを実施しなかったというのはなかったんじゃないかなというふうに私は思っていますけれども、ということになれば、確かにその人件費の55歳の昇給停止など行革で実施した分がたくさんありますけれども、制度の問題としては先ほどのその給与、職員の給与の減額要請に対する対応とは、こちらは制度の問題なんじゃないかというふうに私は解釈します。できれば私はその県の人事委員会勧告であっても実施すべきものではないかと思うのですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） そういう考え方もあろうかと思いますが、蓬田村は今までもよそにない分を、独自削減に努力してきていますので、県の0.1カ月の減には従わないで、国の勧告にそのまま従ったと。先ほどと同じ回答になりますけれども。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 4回目ということで、私も質問する間に熱くなってきますので、

ちょっと回数がわからなくなってきましたので。これは要望としてお聞きいただきたい
と思います。さきの職員のその給与の減額要請については、財源があるのであれば実施
しないほうがいいのではないかとこのと、人事院勧告制度というもののその制度上の
問題とは私は申し上げました。しかし、これまで私も2年ないし議会をやってきて、そ
の財政上の問題があつて、これは検討させていただきます、これについては財政上の制
約があつてどうのこうのというのは、何件もございました。近いところではマルシェの
北側の屋根、それから除雪機の車庫の問題、それから各種委員の費用弁償の支給の問題、
こういった問題で財政上の問題がある、あるとやってきましたけれども、やはり制度上
のそういう、そのことをやって、浮いた財源と言えば語弊がありますけれども、やはり
そういうやるべきものをやっていただきたいというのが私の要望でございます。質問で
はございませんので、答弁は結構でございます。

次に、学校現場における食物アレルギーということについて質問させていただきます。

皆さんご存じのとおりでございますけれども、昨年12月20日に、東京都調布市のあ
る小学校で乳製品アレルギーの児童が、給食を食べて、これはちょっと難しい言葉です
けれども、アナフィラキシーショックのために死亡するという事故がございました。保
護者の方は本当に悲しんでいると思います。

この調査をしているのがありまして、平成17年から20年までのその4年間で、学校管
理下で発生したアレルギーの事例というのが804件もあるそうです。私どもはその

は余り知識がなかったのですけれども、本村では余り聞いたことがないと私は思っ
ています。それで、このたび質問をいたすわけですけれども、児童生徒の中に、小中の
児童生徒の中に該当する子供というのはあるかと思うのですが、実態は把握しているも
のでしょうか。お聞きします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 現在1人おります。この今の時期に入る前に、食物アレルギ
ー調査を毎年やっています。そして、ことしの2月7日付で、児童、生徒、保護者全部
に調査しています。それで、これで該当が出てきますと、今度は保護者と学校側と栄養
士と、それで実際に医者にかかっているのか、指導を受けているのかというところまで
聞いて、それで医者の指導があるという場合は、こちらから学校生活管理指導表という
ものを渡して、医者に記入していただきます。それにはどういう薬を使って、それから
学校の生活上はこういうところに気をつけてくださいということ、そういうところまで

やっています。質問は今のところでいいですか。（「はい、ありがとうございます」の
声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 実際は1人いるということでした。もっと私は人数が多いのかと
思っていましたけれども、1人でもこれからその発生することも考えられますけれども、
この発生の原因というのが、何か調べてみましたら、文部科学省が5年前に学校給食法
を改正したところから始まっていると。それまではアレルギーがある児童というのは、
家の人がつくってよこした弁当で何か対応していたみたいなのですけれども、その学校
給食法の改正に伴って、アレルギーのある子供にも可能な限り対応に努めると、学校給
食に努めるというふうに通知をしているということでもあります。これに対して、学校給
食センターが取り組むように求められたということでございます。

ただ、私が考えるのは、学校ごとの対応となると、教職員というのも公務員でござい
まして、人事異動があります。その実際に該当する児童がありますと、その情報が、細
かい情報が果たして的確にお互いに関わり合ったり、その情報が共有できているのかなど。
共有できないでいると、いろんな問題が出てくるんじゃないかなというふうに思うわけ
で、教育委員会、あるいは学校を通しては、この辺についてどういうふうにして対応、
事故防止の対策としてどういうふうな対応をしているのか。あるいは保護者との連携と
いうのはどういうふうにして考えているのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 新学年のその調査をずっと積み上げていきます。それで、6
年過ぎてまた中学校のほうにそのカードを申し送りして、もちろん毎年調査していくの
ですが、あと転校生の場合もそうです。転校してきた場合、そういう調査をすぐ行いま
す。

それから、学校の先生は全員がわかるように示しています。例えば担任の先生が休ん
だとなれば、それでわからなくなる、そういう場合は、事が起きますので、全員がわか
るように明示してやっています。

事故があれば一番困るわけで、それで栄養士のほうはその該当する子供用に献立を別
に保護者に渡しています。卵のアレルギーなのですけれども、この人、この人、この人
は卵を何グラム使います、それを今度1カ月分前の月に渡しておいて、保護者が今度医
者のほうに行って、こういうので大丈夫でしょうかというような相談をしています。そ

れで、その子供によっては、傷によって体力が落ちているとか、下手にアトピー性なの
ですけれども、すごく反応しているというときは、現に2学期の後半、2週間給食は要
らないと。それから、1月、2月も要らない。そして3月に入ってよくなったので給食
とれますと。その子のための給食というふうには考えていません。つくるものは同じな
のですけれども、その子が食べられないものを除去していく方法といたしますか、牛乳と
かそういうのを何でもいい場合はそのまま食べることを前提にして献立を渡しているわ
けです。

あと、万が一事故があった場合というのは、学校では緊急時の連絡体制というのが、
ちゃんとマニュアルがありまして、この救急車に限らず、例えば不審者とか、校長と教
頭が確認して、あと担任は保護者に意思確認の連絡をします。それから、養教、学担は、
例えば救急車であれば救急車に乗り込んで病院に行って、その逐次学校に報告するとい
うふうに、そういうマニュアルがちゃんとあって、それは今現在でも使われてやってお
ります。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 3番目の質問にまで答えていただきましてありがとうございました。
そういう事故があったらそのマニュアルに従ってやるということですが、今
回の情報、新聞報道等を見ますと、マニュアルどおりだったのか、それはわからないけ
れども、何か薬を注射した。注射したけれども間に合わなかったということが報じられ
ています。残念ながら4時間後にお亡くなりになっちゃったということでございますけ
れども、そのマニュアルも非常に大切なのですけれども、やはり学校管理となると校長
先生の責任、教員の責任ということで、何か追及されそうな気がします。ですので、こ
れは確かに校長先生、人災だとは思うのではございますけれども、やはり教育委員会も
きちんとその辺、どうやるようにしているか、それを実施しているのかどうか、よく確
認して積極的にかかわって、その学校の方針を見ていただければというふうに思います。

できれば事故のないように私も願っているわけでございますけれども、大切な子供を、
地域にとっても大切ですが、家族にとってはもっと大切なこの命です。できれば
そういうことのないように、教育委員会のほうでも主体的にやっていただければという
ふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、1番久慈修一君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第5、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 2番議員、藤田修一です。本日は5人の質問者ということで、私が最後ということになります。質問内容も前の質問をされた方と大分重複するところがございまして、なるべく簡潔に質問をしたいというふうに思います。

答弁される課長さん、それから村長についても、これは前に答弁しましたということじゃなくて、面倒でも何とか私にも答えていただきたいというふうに思います。

最初に、農水産物の加工場・直売所の建設についてということで質問をさせていただきます。

これは、昨年から調査費等の予算がついてスタートしている事業でございます。私もこのほうの加工場というふうな部門で、その委員にもなって検討している最中ではございますけれども、その着工、完成というのは、何年になるのかというふうなことを村民の方々も非常に気になっているというふうに思いますので、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） お答えいたします。

国・県が進めている6次産業化の推進に伴い、我が村においても24年度中に加工施設建設検討委員会を立ち上げ協議してきました。今後は基本計画をもとに場所の選定、施設の規模並びによりよい補助事業等を取り入れ、25年度中にはめどをつけたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今産業振興課長のお話から、25年度中にはそのめどをつけていきたいというふうなことで、早ければ26年にも着工ということにもなるとは思いますけれども、現在役場で経営しているマルシェがあるわけですが、その売り上げが年々減少の一途でございます。以前はこのマルシェが黒字だったので、管理委託しているアシストの赤字が余り見えなかったのですけれども、ここに来て両方とも赤字だというふうなことで、非常に問題になっております。この赤字の原因は何なのかということになれ

ば、もちろんバイパスの開通において交通量が、交通量といいますか、交通事情が変わったということが一番大きな要素だと思いますけれども、役場でも若干責任があるんじゃないかなというふうに思っております。

当時はマルシェ友の会というのがありまして、その人たちが中心となって出品物だとか、それから計画だとかやっていたようではございますけれども、現在はそういう計画もありません。マルシェ友の会もありません。誰でも出品できるんですよというふうな対応でしたので、それがなくなってきたというふうなことがあって、その輪が壊れたというふうに私は解釈するわけでございますけれども、当時総務課長がその担当者であったと私は記憶しているわけではございますけれども、その辺について、どうして当時そういうふうなことが行われたのかというふうなことを今でも記憶にありましたら、ひとつ総務課長に答弁願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 今の質問については、私記憶にございません。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 記憶のないことを聞いてもしょうがない話なので、質問を変えさせていただきます。

今現在、私が先ほど言ったように、誰でも自由に出店、出品できるわけではございますけれども、非常にこれは無責任な話で、食べて余ったものを持っていくというふうなことで、何も下げるものがないわけですね。ほかの直売所の例を見ますと、できるならば年間何十万売るように努力してくださいとかというふうなことが行われているのが通常でございますけれども、そういうやはり組織がないと、この直売所というのはうまくいかないんじゃないかなというふうに思います。

今後、新しい直売所ができるわけではございますけれども、今後そういうふうな運営とか、具体的なことについて考えていることがあれば答弁願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 現在ある直売所、マルシェについては、非常に季節的に品薄なども生じている事態が解消するためにも、新たな商品開発を含め、消費者が求めている品ぞろえをし、会員と十分協議し、値上げの加工に歯どめをかけていきたいと思っております。

新しい直売所の建設については、現在2カ所の直売所などと十分協議しながら、慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今産業振興課長からお答えしていただきましたけれども、これは産業振興課長1人じゃなくして、村長並びに役場一丸となって、もちろん住民も一緒になって考えて、活発な直売所をつくっていただけるよう要望して、次の質問に入りたいというふうに思います。

先ほどもお話がございましたけれども、外ヶ浜中央病院の村費の支出についてということでございます。きのう特別委員会で議論されました予算案の中には、地域医療政策推進協議会の負担金ということで10万円予算化されております。そもそも私も以前に村長並びに外ヶ浜の町長から、外ヶ浜中央病院について協力をお願いしますよというふうなことは言われた記憶がございます。確かに我が村の、私を初め住民の方々は大変お世話になっております。先般もある知人の方が入院しているということで中央病院に行つてまいりました。中が非常に老朽化しているというか、2階の病棟なども何かこう混雑して、これで大丈夫なのかなというふうなことが心配されるような状況でございました。本当に外ヶ浜町にはお世話になっていると、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

ただ、この地域医療政策推進協議会というのが、どういう仕事をして、どういうことを目指して、何のために我々が村費を出していかなければならないのかなということを真剣にこれから議論していかなければならないというふうに思っておりますけれども、先ほども答弁いただきましたけれども、この趣旨についても一度ご答弁願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 藤田議員に答弁いたします。

先ほどるる説明いたしましたけれども、今現在、蓬田村では延べ人数7,000人ほどの蟹田病院に行っていると、こういうことでございますし、またたんぼぼの利用者も7

人前後がいつも利用しているわけでありまして。そして、また現在、県病あるいは市民病院等々から術後退院してきますと、ほとんどが外ヶ浜病院に入院して加療されていると、こういうことで、我々といたしましても、非常に外ヶ浜病院にお世話になっているわけでありまして。

ただ、この話はもう十数年前から出ておりまして、外ヶ浜病院もだんだん外ヶ浜の人口が少なくなることによって、非常に経営が難しくなっているという、この実態も我々隣接の町村としても大分はつきり認識しなきゃいけない、こういうことでございます。

また、たんぼぼは非常に安い料金で、そして入れるような施設でございますので、我が村のような国民年金の対象者の多い村では、グループホーム、あるいは青森の施設などに入るということは、非常にこれは厳しいものだと、このように考えております。ですから、私といたしましても、外ヶ浜病院とたんぼぼのやはりこの充実を図っていくと。そして、できるだけうちのほうでも1人でも多くの方がたんぼぼに入れるように、あるいは外ヶ浜病院に入れるようにやっていきたいものだというふうを考えているわけでありまして。

また、今藤田議員がおっしゃったように、私も外ヶ浜病院に見舞いに行きますと、非常に病院の中が古くなっていると。このことをかんがみたときには、私は心配するのは院内感染の問題とか、さまざま出てきやしないかなと心配しているわけでありまして。

ですから、そういう意味で我々が直接の当事者ではございませんけれども、この委員会をつくって、今別、そして蓬田がお手伝いするものはするべきだというような考えのもとに、趣旨に立ってやっていくわけでございますので、その辺をどうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 私も以前、監査委員を仰せつかってやったことがあります。近隣の町村から見れば、我が村の財政支出がよいと言うのは、公立の病院などが無いのが非常にその大きな要素の1つだというふうに言われたこともありますし、実際そういうふうに思っております。

以前先人が、村立の診療所がありました。将来財政が苦しくなってきたとき、村営の診療所を持っていけば大変だというふうなことで、当時大澤 保先生を役場の医療職であったものを何とか独立してもらって、新しい診療所を建ててやりますから、自分でやってくださいというふうなことで独立した経過があるというふうにお聞きしております。

その費用を考えますと、今外ヶ浜中央病院、財政が大変だと。村費を、これをますます充実させたり、老朽化して、今村長が言ったように、院内感染などの事故が起きないようにするために村費を出していくのもやむを得ないだろうというふうな趣旨の発言がございましたけれども、果たして県などの指導で他の自治体が経営する病院に出費するのはどういうものかということ相談したことがあるのかどうか。お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） それはございません。今のところはうちのほうで単独でこの協議会をつくってやってみようということで、それは、協議会をつくった暁には、それなりなことは協議したいと思っております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 確かに外ヶ浜中央病院はこの上磯地区においては非常に重要な位置にもございまして、我々も大いに利用していかなければならない立場のものではございますけれども、このことについては議会でもこれから慎重に議論していきたいと思えます。いずれにしても、慎重に村民に迷惑をかけない、村費を使うわけですから、村民に迷惑をかけない。1,000万円出したから、2,000万円出したから、蓬田村の住民は医療費半分でいいよというわけにはいかないわけですので、これはちゃんとしたものをしていかなければならないというふうなことで、一緒に議会とも村当局とも協議していきたいというふうに考えております。

次の質問に入ります。

この問題も、よもつと団地の駐車スペースの設計ということですがけれども、先ほどのお二方の質問にもございましたけれども、ことしもまた豪雪というふうなことで、先ほども写真を見させてもらいましたけれども、本当に大変な状態でございます。るる先ほど担当課長、村長から説明もございましたので、質問は重複させるつもりはございませんので、私の言いたいことだけ言わせていただきます。

夏場見ますと、駐車スペースといいますか、駐車場といいますか、あそこが段差がついているわけですね。ブロックだけじゃなくて段差が、20センチぐらいの段差がついているというふうなことで、非常に見ばえはいいわけですがけれども、雪が降った場合、非常に大変だと。ブロックぐらいじゃないんですよね。完全に段差がついて、あの駐車スペースが低くなっているというのが実態でございます。だから、そこら辺でこれからもそういうところは解消して、自分で除雪するにしても、除雪しやすいような体系をつく

っていただけたらなというふうなことで質問いたしますけれども、先ほど建設課長からはいろいろ考えていかなければならないというふうなことで説明がございましたけれども、この点についても考えていってもらえるのか、説明を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えさせていただきます。あの吹きだまりの件でちょっと1つ答弁させていただきます。

昨年、団地の西側に防風林を植林いたしまして、数年後には吹雪がおさまらんじやないかなというふうに思っているのですけれども、まだまだその役割を果たすまでには時間がかかると思われます。それから、どうしても西風が強くなりますので、何らかのその雪対策ということは、これは必要ではないかと思っております。これは今後も住宅建設計画に向けて検討させていただきます。

それから、駐車場のことですが、先ほどのご説明をさせていただきましたが、交通安全の面もありますけれども、あるいは雨水の処理等もありますけれども、今のことは雪の状況も踏まえて、あるいは議員の皆さん、あるいは入居の皆さんのご意見を参考にいたしまして、やはり今後の建築には反映させるところは反映させていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、これから聞こうと思っていることまで答弁願いましたけれども、確かに今のよもつと団地、あの北西の方向が更地になっていまして、上からの、田んぼからの風がまともに入るわけですね。そのために中にも吹きだまりがしやすいというふうなことがあると思います。私は、今防雪林といいますか、防風林といいますか、それを設置したというふうなことでございましたけれども、それも一人前になるまでには数年かかると。もちろんそうだと思います。できれば私はあの北西の方向に風を防ぐような、高さが4メートルぐらいもあるような、例えばリンゴ地帯で使っているような防風柵といいますか、防雪柵といいますか、そういうのを設置して、あそこに強い風が直接入らないようにするのが緊急の問題じゃないかなと。これは予算もかかるわけですが、そう何千万もかかるというふうな品物ではございませんので、ひとつ検討願えないかなと思うわけですが、ご答弁願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） その大きな壁の何だか防風柵でしたか、そういうもののご意

見もでございます。設計屋のほうともまだ細かくはお話はしていませんけれども、一応参考までに今後協議はしていきたいと思っておりますけれども、その辺ちょっと検討させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） できれば、これは毎年、ことしのような、また去年のような降雪が来年ないというものではございませんので、いち早く環境整備して村営住宅の方々が喜ぶような施設にしてもらいたいというふうなことを要望して、この質問は終わります。

4番目の質問に入ります。もみ殻ペレットのボイラーの設置予定地についてでございます。

先般の農業委員会にこのペレットボイラー設置に伴う用地の地目変更をする案件がございました。南側に隣接するよもぎ温泉との間には、何と申しますか、道路が地目上、法務局では道路となっていますけれども、この道路があるわけでございます。この道路は現在完全に死んでしまっている道路でございます。この道路がふるさと総合センターのほうまでずっと続いているわけです。聞くところによりますと、あの土地は共有地であったものを自治会の皆さんで分割して登記したというふうなことでございまして、どこの地域でもこういう道路があるわけでございます。これは村道でもないし、県道でもないし、誰ほか何名とか、そういうふうな名目の土地だというふうに私は感じるわけでございますけれども、できればその道路を取得して完全に役場で全部買ってしまつて、村有地というふうなことにしたらどうかというふうに思われるわけですが、どういうふうな考えで道路に手がついていないのか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） この道路は、今村のものであります。現在道路としては利用されていません。よって問題はありません。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時00分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、健康福祉課長から役場の道路だというふうな説明がございました。私は大きな勘違いをしまして、共有地であれば誰が何名とか、その瀬辺地有とか郷沢のものだと解釈していたのですけれども、その土地も全部昔は蓬田村のだというふうなことで登記上はなされていたということで、（「移管された」の声あり）移管されていたということですね。わかりました。そうなれば、私の質問が非常に、道路というふうな認識をしなくても、役場で自由に使えると。道路としての役割は完全になくても済むというふうな土地ですのでこの質問をしたわけですけれども、わかりました。そうすれば、その土地も役場で完全にこのペレットボイラーの用地として使うということで解釈してよろしいのでしょうか。非常に4番目の質問は私の勉強不足で、非常に無駄な時間を使わせました。

以上で私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後0時02分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員